（報告）

第十三条　派遣職員は、任命権者から求められたときは、博覧会協会における勤務条件及び業務の遂行の状況について報告しなければならない。

２　任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに博覧会協会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条（第二号に係る部分に限る。）、第十条第一項（次項及び附則第三項に関する部分に限る。）、次項及び附則第三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣職員の給与）

２　派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第十条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

３　前項の規定により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第四項」と、「派遣の期間の初日（）」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった日（附則第三項の規定により読み替えられた」とする。

人事院は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―八一

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第二十七条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

２　次条から第二十七条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

二　改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

三　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

（人事院規則一―〇の一部改正）

第二条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。 一～二十四　（略） 二十五　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）	規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。 一～二十四　（略） （新設）

（人事院規則一―二の一部改正）

第三条　人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。 一～二十　（略） 二十の二　「令和九年国際園芸博覧会特措法」とは、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）」をいう。 二十一～三十二　（略）	規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。 一～二十　（略） （新設） 二十一～三十二　（略）